

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 28 日現在

機関番号：40127

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730568

研究課題名(和文)生活支援を基盤とした母子世帯への就労支援のあり方に関する研究

研究課題名(英文) A study of the supportive employment system for single-mother based on their life support

研究代表者

清水 冬樹 (SHIMIXU, FUYUKI)

旭川大学短期大学部・その他部局等・助教

研究者番号：80459833

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円、(間接経費) 450,000円

研究成果の概要(和文)：就労支援サービスを利用している母親たちの特徴として、若いこと、学歴が短いこと、親族等のサポートが得にくいことが、母親たちへのアンケート調査結果から明らかとなった。これまでの就労支援サービスを利用している母親たちを対象とした研究では、より高い収入を得るための機会を得るために転職をすることを目的として、サービスを利用していたという結果であった。先行研究は母子世帯に対する就労支援が始まった当初になされていたこともあり、当時と比べ、就労支援サービスを利用している母親たちを取り囲む環境は大きく変化し、かつ抱えている生活問題が深刻化しているといえる。

研究成果の概要(英文)：It became clear from the questionnaire result to mothers that it is hard to obtain support of young to be a thing, that school education is short, a relative, etc. as a feature of the mothers using job assistance service. It was the result of saying that service was used for the purpose of changing one's employment in order to obtain the opportunity for obtaining a higher income in the research for the mothers using old job assistance service. Since the previous work was made at the beginning when the job assistance to a single-mother began, it can be said that the environment which encloses the mothers using job assistance service changes a lot, and the vital question which it has is aggravating it compared with that time.

研究分野：社会学

科研費の分科・細目：社会福祉

キーワード：母子世帯 就労支援サービス 親族サポート DV

1. 研究開始当初の背景

平成 18 年に公表された「全国母子世帯等調査結果の概要」(以下「全国調査」と記す)によると、母子世帯の平均収入(児童扶養手当や親族からの支援等を含む)は 213 万円であり、就労収入は 171 万円であった。過去 4 回の全国調査における平均収入と就労収入の経年変化を見ると、母子世帯の収入は上下を繰り返しながらも、その経済的な苦しさは解消されつつあるということをはほとんど見ることができない状況にある。

一方、母子世帯支援策の変遷を見ると、特徴として支援の方向性が「福祉から就労へ」シフトしたことが挙げられる。例えば清水(2006)は社会保障費における児童扶養手当の関係を整理し、離別の増加による児童扶養手当受給母子世帯の増加に歯止めがかからず、児童扶養手当の所得制限の引き下げや、手当の算定の際に養育費を収入として加算、手当受給後 5 年後に受給停止(2010 年現在この方針は凍結されている)等が次々と打ち出され、社会保障費における児童扶養手当の支出を抑制する施策が展開されてきているを指摘した。また湯澤(2004)が整理しているように、2002 年に施行された「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」以降、社会福祉基礎構造改革の流れ同様、児童扶養手当の縮小を迫る一方で、就労による母子世帯への自立支援が強調されるようになった。

就労支援に重点を置くこととなった母子世帯支援について、現在の制度枠組みについて確認しておきたい。現在母子世帯に対する就労支援はおおよそ次のようなものがある。高等技術専門学校、高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練給付金、常用雇用転換奨励金、在宅就業支援事業、母子家庭等就業・自立支援事業がある(このうち、常用雇用転換奨励金のみ企業側に対する働きかけであるため、残りの 5 つが母子世帯の母に対する直接的な就労支援となる)。中でも母子家庭等就業・自立支援事業は、母子世帯の生活実態や地域の実情に応じた総合的な支援策を講ずることが期待されている。

母子家庭等就業・自立支援事業は生活支援としても位置づけることができ、現在の就労支援策は就労支援を重きを置きながら、母子世帯の生活も支援を提供しようと設計されているように見られる。

しかし、実際の母子世帯の生活状況を詳細に見ていくと、現在の就労支援事業を受けるためにはいくつかのハードルがあることが考えられる。例えば母子世帯の当事者団体であるしぐるまざーずふぉーらむ(2007)は、母親たちの多くが就労支援はとても必要なことだと認識していることを明らかにしている一方で、母子世帯の当事者である赤石(2009)は、現状の就労支援は生活保障と就労支援がセットになっていないため全く効果がないことを指摘している。また、森田ら

(2008)が千葉県八千代市で実施した生活保護受給母子世帯に関する調査によると、現在の母子世帯が生活上抱えている課題として、母親の健康状態や子どもの育ち、地域からの孤立、早期支援の重要性等 8 つの課題が明らかとなった。森田らはこれらの生活上の課題から、母子世帯への自立支援は就労支援ありきではなく、母子世帯の生活全体を支える包括的な視点で支援を組み立てなければならないことを明らかにしている。

2. 研究の目的

10 代ので妊娠・出産を経験した女性たちの研究や母子保健における研究で指摘されてきているように、若い母親の子育てや暮らしに関して、一定の困難が生じやすいことが指摘されている。しかし、若年層をターゲットとした社会福祉施策は十分に構築されているとは言い難い。離婚件数は年々増加しており、母子世帯の出現数も増加している現代において、若い母子世帯固有を生活課題を浮かび上がらせることが必要となる。若い母子世帯の増加は、就労支援を必要とする母親たちを増加させる可能性がある。就労支援サービスを必要としている母子世帯の生活実態をしっかりと明らかにし、実態に沿った支援策を構築するために、本研究を実施した。

3. 研究の方法

本研究では 3 つの段階を経て研究を実施した。

第 1 段階と第 2 段階では、研究の枠組みを設定するためのプロセスである。第 1 段階では、先行研究をレビューし、母子世帯の就労支援の現状と課題を浮き彫りにした。特に着目したのは、母子世帯が抱える生活問題とはどういった構造になっているのか、そして就労を支援の目標とされやすい中で、働くことを含めた支援目標をどのように設定するべきかを明らかにした。

第 2 段階は、自立支援センターに勤務する職員に対するヒアリング調査である。巻末に資料をつけているように、どういったことを念頭に置きながら支援をこれまで実施してきたのか、母子世帯支援策について現場ではどのように感じているのか、これまで出会ってきた母親たちの特徴や傾向などを語っていただき、それらを分析し、第 1 段階と合わせて研究の視点を作り出した。

第 3 段階は、就労支援サービスを利用する母親たちへのアンケート調査である。ここでいう就労支援サービスとは、自立支援センターや高等技能訓練促進費に限定し、そういった就労支援サービスを利用している母親たちを調査対象とした。アンケート調査は第 2 段階で生成した研究視点が母子世帯の暮らしにどういった影響を与えているのかを明らかにするために実施した。

4. 研究成果

就労を切り口としない本研究結果が母子世帯の生活問題の構造や全体像を明らかにしていると言いきることはできない。独立変数間の関係性が明らかになっていないことから、構造がはっきりと明らかになっているとは言えない。しかし、就労以外の生活問題について明らかにすることができた。

(1) 孤立させない仕組み

研究の全体的な視点から指摘できることは、就労支援を必要としている母子世帯は、就労支援だけを必要としている訳ではないということである。例えば自立支援センターは、各市に設置されているが、センター事業は中核市以上の自治体で実施されている。一方で雇用は人口の多い自治体に多い場合があることから、仕事を求めて地元を離れている場合が一定数いることが明らかとなっている。また、後述するが、離別をしたことに対して後ろめたさを感じ、地元を離れてしまった可能性もある。背景はいろいろあるにしろ、結果的に地域生活を営んでいく上で、周囲に支えてくれる人が決して多いとは言えない現状におかれているのである。そういった意味で就労支援サービスは、母親たちが他の人々と出会う機会であり、そういった母親たちをつなぐ役割を担う必要がある。また、就労支援サービスは、母親が就労に就いてしまえばそれ以上の関わりは、母親が再びその窓口を訪れない限り、提供されることはない。しかし、仕事につくことができたとは言え、地域で孤立しやすい状況にあることが大きく好転しているとは考えにくい。就職後のアフターケアや、母親同士をつなぐ仕組みを就労支援の現場で作り上げていくことが必要であると考えられる。

(2) 身近な人々からの視点を強調しない

日常的に顔を合わせる人々との関わりが、母親の生活満足度を下げたということに貢献しているということであった。これまで児童福祉サービスは、家族における支え合いを期待し、積極的に家庭支援に介入してきたとは言いきれない。児童福祉サービスが家族間に介入するのは、児童相談所や生活保護におけるケースワークといった、子どもも保護者も危機的な状況に置かれてしまったときに限られていたように思われる。地域で暮らしている子ども子育て家庭が困難に直面したとしての、家族や親族・近隣といった身近なサポートを受けてきていた。そういった身近なサポートが、母子世帯にとっては重荷になってしまっている可能性があるという結果

であった。筆者が出会ってきた母子世帯の母親たちにこの結果についてどのように感じるかを聞いたところ、「(子の祖父母を)頼れるんなら頼りたかった」という声が聞かれた。親族との関係が良好であるのであれば、そういった人々からの支援を受けることができるが、全部が全部そういったことが可能という訳ではない。センターへのヒアリングからも、身近な人々からのサポートが得られない母親たちの就職はなかなか難しいという意見も挙げていたり、地元に戻ることはできないのかといったことを尋ねることがあるといった意見も挙げていた。家族関係の調整という支援も検討される必要なケースが考えられるが、何らかの理由を抱えて地元を離れてきているケースが一定数いることから、親族や近隣といったところからの支援を期待するだけではなく、現在の社会資源との関係から、どういった支援を利用しながら暮らしていくことができるかを、母親と支援者が一緒になって考えていく姿勢が求められる。本調査結果では知見を見いだすことができなかったが、当事者同士のつながりの有効性も検討されるべきであろう。

(3) 時間の流れを意識する

子どもの年齢が上がると、母親の生活満足度が低下するという結果が見られた。子どもの年齢が上がると、例えば小学校に上がると学童保育を利用することになることが考えられるが、認可保育所だけでなく、学童保育の待機児童の問題も大きく、収入を安定的に得るための長時間の就労が難しくなったり、習いごとや副教材費など教育に係る費用が大きくなるのが影響していると考えられる。そういった時間の経過とともに変化していく母子世帯の暮らしの変化を、母親たち自身が全て把握できているとは限らない。毎日の暮らしに謀殺されてしまい、そこまで考える余裕がないと考えられる。これからの暮らしの見通しを母親と支援者が一緒になって考えていく姿勢が求められよう。

(4) DVのケア

先行研究を整理していく中で、DVに対して言及しているものは決して多くはなかった。そのことは母子世帯支援の現場においても同様のことが指摘でき、DVの相談に関する窓口は一応準備されてきているようである。しかし、政府が報告していた母子家庭白書においても、DVのケアに関する記述はほとんど見られない。また、2013年に厚生労働省が公表した「ひとり親家庭への支援施策の在り方について(中間まとめ)」においても、DVに対する関心は示すものの、具体的なケアに関することの言及は見られない。

調査結果から、元夫からの暴力が生活満足

度を下げることにつながっていることが明らかになっている。質問紙では、離婚時にDVがあったかどうかを尋ねており、DVの影響は離別後も長く母親たちを苦しめている様相を読み取ることができる。

DVのケアは現在、精神科やNPOが担っているようである。各地域にそういったDVのケアを行っている社会資源がどこにあり、どういった活動をしているのかを支援する側は情報としてしっかりと把握し、母親と相談しながら利用を検討することが必要である。

(5) まとめにかえて

自立支援センターの職員へのヒアリングや先行研究から、母子世帯の生活問題への視点として5つの視点を仮説として提示した。そして、母親たちへのアンケート調査の結果、5つの視点全てに関わる項目が、母親たちの生活満足度に影響を与えていることが明らかとなった。また、仮説にはほとんど出てこなかった元夫からのDVの影響の大きさも同時に明らかにすることができた。

就労支援サービスに関する効果や意義について、相当多くの疑問が示されてきた。就労に特化するのであればハローワークでも可能であり、あえてセンターを設置する必要はないといったものや、8割以上の母親たちが働いている中で、まだ母親たちに自助努力を迫るのか、といったものである。筆者もそれらの指摘は重要であると認識している。一方で就労支援サービスを必要としている母親たちの現状を見ると、それまで福祉事務所の母子自立支援員以外地域で暮らす母子世帯支援の窓口がほとんどなかった。就労支援サービスに特化しない総合的な視点による支援がなされる窓口が必要であると考えている。その支援を福祉事務所が担うべきなのか、就労支援サービスの窓口がそういった支援を担うべきなのか、本研究結果だけでは言及できない。しかし、就労支援サービスの窓口には毎日多くの母親たちが通っている様子を見ると、こうした当事者同士がつながる機会を就労支援サービスの実践の中でしっかりと位置づけ、孤立しやすい母子世帯を孤立させない取り組みや、今後の暮らしの見通しを一緒に考えること、多様な社会資源と母子世帯をつなげる場が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

清水冬樹(2013)「母子世帯の生活問題の構造に関する研究」『子どもロジ』(17)、23-30
清水冬樹(2014)「母子世帯の子どもへの支援に関する研究」『福祉社会開発研究』(6)

59-68

清水冬樹(2014)「母子世帯支援における保育課題 保育現場における母子世帯支援の実際と課題を顕在化させる試み」『子どもロジ』(18)(入稿済み)

〔学会発表〕(計 5 件)

生活支援を基盤とした母子世帯支援のあり方に関する研究(その1)母子世帯支援機関に対するヒアリング調査による探索的調査、日本子ども家庭福祉学会全国大会、大阪府立大学、2012年6月4日

母子世帯の生活問題に関する研究、北海道子ども学会、北星学園、2012年8月25日

生活支援を基盤とした母子世帯支援のあり方に関する研究(その2)就労支援を利用している母親たちに対するアンケート調査結果の考察、日本子ども家庭福祉学会全国大会、立正大学、2013年6月1日

保育所における母子世帯支援の現状と課題、北海道子ども学会、北星学園、2013年7月27日

保育所保育における若い母子家庭への支援に関する研究 保育者の母子家庭に対する認識に着目して、日本保育学会、大阪保育総合大学、2014年5月17日

〔図書〕(計 1 件)

草野いづみ編著(2013)『みんなで考える家族・家庭支援論 知っていますか?いろいろな家族家庭があることを』同文書院

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者
清水 冬樹 (旭川大学短期大学部幼児教育
学科)

研究者番号 : 80459833

(2)研究分担者
()

研究者番号 :

(3)連携研究者
()

研究者番号 :